（概算拠出率の算定方法）

第十条　法第八十一条の四第二項の概算拠出率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率（その率に小数点以下八位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率とする。）とする。

一　各退職被保険者等所属都道府県においてイ及びロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して得た額（第十三条において「被用者保険等拠出対象額の見込額」という。）の合計額

イ　当該退職被保険者等所属都道府県における当該年度の前々年度の算定政令第四条の五第一項第一号に掲げる額（当該額が、当該退職被保険者等所属都道府県における特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該退職被保険者等所属都道府県の申請に基づき基金があらかじめ退職被保険者等所属都道府県ごとに厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。）に当該退職被保険者等所属都道府県における退職被保険者等一人当たりの医療費の伸び、退職被保険者等の数の伸び等を勘案して当該退職被保険者等所属都道府県において見込まれる当該年度の前年度及び当該年度における同号に掲げる額の伸び率を乗じて得た額

ロ　（略）

ハ　(1)に掲げる額に(2)に掲げる率を乗じて得た額から(3)に掲げる額を控除した額の総額

(1)　当該退職被保険者等所属都道府県内の退職被保険者等所属市町村における当該年度の前々年度に収納された退職被保険者等に係る保険料の額の合算額（(2)において「退職被保険者等保険料合算額」という。）

(2)　当該退職被保険者等所属都道府県内の退職被保険者等所属市町村における退職被保険者一人当たりの保険料の伸び、退職被保険者等の数の伸び等を勘案して当該退職被保険者等所属市町村において見込まれる当該年度の前年度及び当該年度における退職被保険者等保険料合算額の伸び率

(3)　当該退職被保険者等所属都道府県内の当該退職被保険者等所属市町村における当該年度に納付すべき退職被保険者等に係る保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額として賦課された額の合算額の見込額

二　（略）

（確定拠出率の算定方法）

第十一条　法第八十一条の五第二項の確定拠出率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率（その率に小数点以下八位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率とする。）とする。

一　当該年度の前々年度の各退職被保険者等所属都道府県における法第七十二条の四第一項に規定する被用者保険等拠出対象額（以下単に「被用者保険等拠出対象額」という。）の合計額

二　当該年度の前々年度の被用者保険等保険者の標準報酬総額の合計額

（事務費拠出金の額の算定方法）

第十二条　法第八十一条の六に規定する各被用者保険等保険者から徴収する事務費拠出金の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一　（略）

二　当該年度の前々年度の各被用者保険等保険者の標準報酬総額を同年度の被用者保険等保険者の標準報酬総額の合計額で除して得た率（その率に小数点以下八位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率とする。）

（概算拠出率の算定方法）

第十条　法第八十一条の四第二項の概算拠出率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率（その率に小数点以下八位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率とする。）とする。

一　各市町村においてイ及びロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して得た額（第十三条において「被用者保険等拠出対象額の見込額」という。）の合計額

イ　当該市町村における前々年度の算定政令第四条の五第一項第一号に掲げる額（その額が、当該市町村における特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該市町村の申請に基づき基金があらかじめ市町村ごとに厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。）に当該市町村における退職被保険者等一人当たりの医療費の伸び及び退職被保険者等の数の伸び等を勘案して当該市町村において見込まれる前年度及び当該年度における同号に掲げる額の伸び率を乗じて得た額

ロ　（略）

ハ　当該市町村における前々年度に収納された退職被保険者等に係る保険料の額の合算額（以下「退職被保険者等保険料合算額」という。）に当該市町村における退職被保険者一人当たりの保険料の伸び及び退職被保険者等の数の伸び等を勘案して当該市町村において見込まれる前年度及び当該年度における退職被保険者等保険料合算額の伸び率を乗じて得た額から当該年度に納付すべき退職被保険者等に係る保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額として賦課された額の合算額の見込額を控除した額

二　（略）

（確定拠出率の算定方法）

第十一条　法第八十一条の五第二項の確定拠出率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率（その率に小数点以下八位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率とする。）とする。

一　前々年度の各市町村における法第七十二条の四第一項に規定する被用者保険等拠出対象額（以下単に「被用者保険等拠出対象額」という。）の合計額

二　前々年度の被用者保険等保険者の標準報酬総額の合計額

（事務費拠出金の額の算定方法）

第十二条　法第八十一条の六に規定する各被用者保険等保険者から徴収する事務費拠出金の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一　（略）

二　前々年度の各被用者保険等保険者の標準報酬総額を前々年度の被用者保険等保険者の標準報酬総額の合計額で除して得た率（その率に小数点以下八位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率とする。）